令和５年１月５日

　貨物自動車運送事業者　各位

島根県地域振興部交通対策課長

令和４年度島根県貨物自動車運送事業者燃料費高騰緊急支援事業の実施について（御案内）

　日頃より、県内の物流の基幹的役割を担っていただいており、厚くお礼申し上げます。

　さて、昨今の燃料費高騰により、各運送事業者の皆様が厳しい経営環境に置かれていることから、別添実施要領により、緊急支援事業を実施することといたしました。

つきましては、申請書様式等を送付させていただきますので、支援金の交付を希望される場合には、関係書類を添付のうえ、期限までに申請いただきますよう御案内申し上げます。

記

◎燃料費高騰緊急支援金の概要

　１．趣旨

　　　燃油価格高騰により経営に影響を受けている県内の貨物自動車運送事業者に支援金を支給し、貨物運送体制の維持・確保を図る。

　２．申請期間

　　　令和５年１月１６日（月）から令和５年２月２８日（火）（締切日午後５時必着）まで

　３．支給対象事業者

　　　貨物自動車運送事業に必要な許可、認可又は届出を受け、県内で当該貨物自動車運送事業を継続して営んでいる事業者(※公益社団法人島根県トラック脅威会会員以外の事業者も対象)

　４．支給対象車両（次のいずれにも該当する車両）

　　　①令和５年１月１日時点において、現に事業用として保有する貨物自動車及び貨物軽自動車

（被牽引車及び霊柩事業車輌は除く。）

　　　②中国運輸局島根運輸支局に登録されている車両（「島根」ナンバー、「出雲」ナンバー）

　５．支援金額

　　①一般又は特定貨物自動車運送事業の用に供する普通・小型自動車（緑ナンバー）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１台あたり　　１６，０００円

　　②貨物軽自動車運送事業の用に供する軽自動車（黒ナンバー）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　１台あたり　　　５，０００円

　　　ただし、支援金交付対象者ごとの支援金の額は、５０台分を上限とする。

◎申請方法等

　１．申請書類

①令和４年度島根県貨物自動車運送事業者燃料費高騰緊急支援金交付申請書兼請求書（様式第１号、別紙）

②誓約書（様式第２号）

③貨物運送事業の許可を証する書類の写し

（公益社団法人島根県トラック協会会員は、添付を省略することができます）

　　　④申請する車両の自動車検査証の写し(有効期間の満了する日に達していないこと)

　　　⑤振込先口座が分かる通帳等の写し

　２．申請方法

支援金の交付を受けようとする場合は、上記申請書類を期限までに下記の提出先に直接又は郵送により提出してください。

　３．提出先

　　　　　　　〒690-0001　松江市東朝日町１９４－１　（℡　０８５２－２１―４２７２）

　　　　　　　　　　　　　公益社団法人　島根県トラック協会内

「島根県貨物自動車運送事業者燃料費高騰緊急支援事業事務局」

　　　　　　　　　　　　　(受付時間　９時～１７時)※土日、祝日を除く